

書評 中島岳志著 『パール判事 -- 東京裁判批判と絶対平和主義』

著者	中里 成章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	49
号	8
ページ	66-72
発行年	2008-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00040903

中島岳志著

『パール判事——東京裁判批判
と絶対平和主義——』

白水社 2007年 309ページ

なか ごと なり あき
中 里 成 章

2007年8月、安倍首相（当時）がコルカタを訪問した。ハイライトは、東京裁判のインド代表判事ラダビノド・パルの子息との会見であった。地元の有権者紙は、両者が交わした会話を細かく伝え、パルと安倍首相の祖父岸元首相が語り合う写真を掲載した。同時に、日本の首相が、全員無罪の「個別意見書」（通称「判決書」、以下「意見書」）を書いた判事の子息と会見することについて、中国、韓国等で議論が起こっていることも報道した（*Ananda Bazar Patrika* 24 Aug. 2007）。パル「意見書」を焦点とする東京裁判論争は、国境を越えてアジア諸国に溢れ出しはじめたようである。折しも2006年と08年は、東京裁判開廷と判決言い渡しの60年目に当たる。本書の著者中島岳志氏は南アジア地域研究を専門とし、立て続けに問題作を世に問うてきた新進の論客である。パルについてどのような見解を示すか、大いに興味もたれるところである。

本書は次のような内容からなっている。

序 章

第1章 前半生——法学者として——

第2章 東京裁判

第3章 パール判決書

第4章 パール判事へのまなざし

第5章 再来日

第6章 晩年

終 章

第1章では、パルの前半生の伝記的事実、その思想および法学上の業績、第2章では、判事任命の経

緯などパルを中心にみた東京裁判の経過、第3章では、「意見書」の骨子、第4章では、「意見書」への反響と、「意見書」の普及活動、第5章では、3度の来日（1952年、53年、66年）におけるパルの発言および日本人との交流、第6章では、東京裁判後のパルの経歴と国際的活動が扱われている。

本書はおそらく世界で初めて単行本にまとめられたパル論である。新事実の発掘に期待したところであるが、しかし、いくつかの細かい点を除けば、新しいと言えるものは少ない。アメリカ等の東京裁判関係の公文書が公開になってすでに久しく〔粟屋 2006；日暮 2002〕、また、日本の研究者の間では何故か利用が難しいとされてきたインドの公文書も、実際は相当以前からインド国立公文書館で公開されている。だが中島氏はそれらを全く利用していない。本書が事実の解明という点で限界をもつのは、致し方ないところであろう。また、「意見書」の内容の整理と解説は、すでに1966年に東京裁判研究会が行い、索引も作成している〔東京裁判研究会 1966〕。本書のメリットは、日本の南アジア研究者が、「意見書」、パルの諸著作、日本におけるパル関係の出版物および先行研究を幅広く調査し、生彩ある筆致でパルの全体像を描き出そうとしたところにあるとみるべきであろう。ただし、レーリンク／カッセーゼ（1996）、粟屋（2006）といった重要文献が、文献リストにさえ挙げられていないことは留意されるべきであろう。

本書の史実を扱った部分では、第1に、信頼すべき先行研究に基づいて、日本の読者にパルの前半生の伝記的事実を紹介したことが、貴重な貢献として注目される。中島氏の記述はナンディの研究に多くを負うものであるが、ナンディはインド有数の政治心理学者で、父親がパルの友人だったという人である〔Nandy 1995〕。パルはインド近現代史研究においては全く問題にされない人物であり、ナンディ論文以上の評伝が現れることは、当分の間期待できそうにない。序でながら、「意見書」をパルのヒンドゥー法研究と関連させて読み解こうという中島氏の視点も、ナンディに負うものである。第2に、東京裁判後3度実現したパルの日本訪問について、関連

する日本語文献を整理し、下中弥三郎、岸信介等との交流を描き出したことも、有用な成果と言えよう。しかし、第3に、重大な事実誤認がみられるのも事実であって、この問題については後で触れることにしたい。

次に、パルの歴史的評価にかかわる部分についてみてみると、本書は次のような特徴をもっている。(1)パルを明確な政治思想をもった人物と捉え、絶対平和主義者にして熱烈なガンディー主義者との規定を与えていること、(2)「意見書」のなかで、パルが日本の中国侵略の道義的責任を追及した部分を特に強調していること、(3)漫画家の小林よしのり氏と「日本無罪論」の田中正明氏は、大東亜戦争肯定論のために「意見書」をご都合主義的に利用しているとして、論争的な姿勢を打ち出していること、(4)パルの肯定的な紹介に終始し、限界や矛盾を批判的に分析する姿勢を示さず、その限りでは、小林・田中両氏のパル論と通底する側面をもつこと。以上である。

これらの特徴のうち(2)～(4)に関連して問題になるのは、「意見書」の日中戦争にかかわる部分の中島氏の紹介が、妥当か否かという点であろう。中島氏は張作霖爆殺事件や満州事変に関する「意見書」の内容を要約し、パルは日本を厳しく批判したと断定する。しかしそのように安易に結論してしまってもよいのであろうか。家永三郎はつとに、法廷の証拠が制約されたものであったことを考慮に入れてもなお、柳条湖事件に関してパルが事実誤認をし、日本寄りの判断をしたと言わざるをえないと指摘した〔家永 1998〕。太平洋戦争研究会の森山康平氏は、一般の読者向けに「意見書」の要約・解説を試みているが、その森山氏も、パルは、満州事変は自衛行動だったとする弁護団の主張に、きわめて同情的な論を展開したと評している〔太平洋戦争研究会 2006, 89〕。パルの証拠評価の妥当性についても、疑問がある。検察側に全面協力し、検察の切り札となった元陸軍兵務局長田中隆吉の証言に関して、中島氏はまず否定的な観点から記述し、次に、パルが信憑性に疑いがあるとして斥けたことをそのまま紹介する(77～78, 146ページ)。しかし、「田中尋問調査」

を詳細に検討した粟屋氏は、中国問題に関する田中の証言は「きわめて正確なものであった」との結論を得たという〔粟屋 2006, 上 198〕。

中島氏は、パルの「歴史記述の詳細な正否」を問うと「意見書」の意義を見失うことになりかねないとの理由で、事実認定の問題には一切踏み込まない姿勢をとっている(144ページ)。しかしそれでは、60年も経った時点で、「意見書」を研究の対象にする意味がどこにあるのか、わからなくなってしまうのではあるまいか。日中戦争の歴史の解明は、日本史と中国史研究の中心的なテーマのひとつであった。中島氏は、これまでの研究蓄積に照らして「意見書」の歴史的な評価をし、そのうえでパル論を展開するべきだったのではなからうか。

同様のことは、東京裁判批判の中核をなす、事後法による不当な裁判であるとの判断を示した「意見書」の国際法解釈にかかわる部分についても、当てはまる。中島氏はコメント抜きで「意見書」の内容を紹介する。しかし、国際法における事後法の問題、および「平和に対する罪」と「人道に対する罪」の問題については、国際法学者の間で議論が積み重ねられてきたはずである。例えば「人道に対する罪」は、ニュルンベルク裁判と東京裁判で事後的に適用されたものであるが、ユーゴスラヴィア紛争とルワンダ紛争の国際戦犯法廷でも適用され、2003年には「人道に対する罪」等を管轄する国際刑事裁判所が設立された。そして2007年、日本は国際刑事裁判所ローマ規定を批准し、日本人女性が裁判官に選出された。第2次大戦後60年間の国際法の発展の歴史のなかに置いたとき、「意見書」はどのように評価されるべきであらうか。中島氏は自らの見解を明らかにするべきだったのではなからうか。

さて、上記の特徴のうち(1)は、南アジア地域研究者ならではのユニークなパル評と言えよう。パルの政治思想の問題は、「意見書」引いては東京裁判を歴史的に評価しようとするとき、重要な意味あいをもつ。また、上にまとめたような性格をもつ中島氏の議論が、小林・田中両氏とは別の方向でパルを理想化し、パル神話を生み出す危険性を孕むことは明らかである。この2つの意味で、中島氏の新説は

慎重に検討されてしかるべきであろう。パルの出身地であるベンガルの近現代史研究の立場から、若干の検討を試みてみたい。

パルは果たして、中島氏が断定するように、熱烈な一貫したガンディー主義者だったのであろうか(40ページ)。

まず指摘しなければならないのは、ガンディー主義は絶対平和主義ではないということである。ガンディーが志願してブル戦争に従軍した有名な事実が示しているように、ガンディー主義は絶対平和主義と矛盾・対立することすらある思想である。中島氏の主張が正しいとすれば、パルは矛盾を孕んだ政治的信念を抱いていたことになる。パルは、中島氏の言うように、首尾一貫した強い政治的信念を抱懐するタイプの人物だったのか否か、疑問が生じざるをえないであろう。

次に注目されるのは、上記のナンディが、論文では「ある種のナショナリスト」とほかした書き方をし、インタビューでは「インドでは政治的な人間ではないとみられていました」と答えていることである[Nandy 1995, 65; 朝日新聞取材班 2006, 112]。また、パルの秘書を務めた人物も、パルは特定の政治団体にくみしたりはしなかったと述べている[朝日新聞取材班 2006, 96]。パルの子息のプロシャント・パル氏にしても、父はガンディーを国父として尊敬していた、すべてのインド人と同じ気持ちだった、とごく一般的なことを述べているにすぎない(NHKスペシャル「パル判事は何を問いかけたのか」2007年8月14日)。ガンディー主義は絶対平和主義ではないという問題と、パルの近くにいた3人の証言は、中島氏の主張に大きな疑問を投げかけるものである。

中島氏は、来日したパルがガンディーを賞賛し、ガンディー主義的な視点から発言を繰り返したことを捉えて、熱烈で一貫したガンディー主義者だったと言う。だがそうした発言は、1952年の来日以降顕著になるにすぎないようである。ガンディー主義は実践的な思想である。インドが独立を果たした後に国外でガンディーについて語ることで、ガンディー主義者として国内で独立運動や社会活動にかかわる

こととは、別の次元の問題として区別されなければなるまい。この点に関連して重要なのは、1942年にガンディーが呼びかけたクイット・インド運動に、パルが参加した形跡がないことである。熱烈なガンディー主義者が、この運動に参加しないというようなことが、ありうるのであろうか。

中島氏は用心深い言い回しを使って、パルとガンディーを結ぶ線をもう一本引いている。それは、熱烈なガンディー信奉者だったパルが、ガンディーの日本の中国侵略批判から影響を受け、「意見書」に日本批判を書いたというものである(45~46ページ)。しかし、東京裁判研究会が作成した索引でみるかぎり、パルは「意見書」でガンディーに一度も言及していないし、インドにおける日本の中国侵略批判は、何もガンディー一人だけに限ったものではない。

しかしながら、「主義者」というほどではないにしても、パルが何らかの政治的立場にシンパシーをもっていたことは、十分にありうることである。残念ながら、パルの前半生について、その政治的志向性をうかがわしめるような事実は、僅かしか知られていない。しかし、「意見書」のテキストと伝記的事実を1940年代の歴史に照らして分析してみると、少なくとも東京裁判の頃までは、パルがガンディー主義とは異なる政治的立場に共感をもっていたことが浮かび上がってくる。それはどのようなものであろうか。

(A) 「意見書」でパルが、強い反共思想を開陳していることは周知の事実である(138~140ページ)[家永 1998]。言うまでもないことであるが、ガンディーは反共主義者ではなかった。反共思想との関連で注目されるのは、中島氏は触れていないが、「意見書」でパルが、ガンディーの後継者として首相に就任したネルーを、親づのだとして批判していることである[Pal 1953, 123; 東京裁判研究会 1966, 267-268; 日暮 2002, 449; 家永 1998, 85, 89]。こうした事実は、パルが、インド国民会議派のなかの、少なくとも中間派と左派は、支持する立場になかったことを示唆するように思われる。

(B) パルは1944年3月半ばから2年間、カルカッタ大学副学長の職にあった。このときのカルカッタ

タ大学の行政は、ヒンドゥー至上主義の右翼政党であるヒンドゥー大協会の強い影響下にあった。ベンガルの大協会の最高指導者S・P・ムカジーは、カルカッタ大学の発展の基礎を据えた功労者の息子で、1934年から38年まで副学長を務め、その後も学内行政に大きな影響力を保っていた [Madhok 2001]。この時期にヒンドゥーとしてカルカッタ大学副学長に選任された人物は、大協会に対して少なくとも敵対的ではない姿勢をとっていたとみるのが妥当であろう。なお、パルは1946年3月12日に任期満了で副学長を退いている [University of Calcutta 1957, 427]。副学長の職を辞して東京裁判の判事になったとする、中島氏、田中氏等の記述は誤りである。

(C) パルは1946年4月27日に、東京裁判のインド代表判事に任命された。しかし実は、パルに落ち着くまでに、少なくとも2人の元高裁判事が就任を断っていた (File No.27-W/46, 1946, War Br., External Affairs Dept., Govt. of India [National Archives of India (以下, NAI), New Delhi]) (NHKスペシャル「パール判事は何を問いかけたのか」2007年8月14日)。政府は、意中の人であったボンベイ高裁のワディア判事に健康上の理由で辞退され、2人目の候補のアラーハーバード高裁のヴァルマー判事にも断られ、おそらく3人目のパルでようやく指名にこぎつけたというのが実情だったようである。

パル任命の経緯について中島氏は、パルを指名したのはインド中間政府であったとする (50ページ)。しかし、ネルーを首班とする中間政府が組織されたのは、1946年7月から9月にかけてのことであるから、彼らがパルを指名したはずがない。中島氏は、「親友であるネール首相の懇請と期待」に応じて判事就任を引き受けた、とまことしやかに解説する田中氏の謬説を引き継いでいるのである [田中 2001, 229]。パルはインド植民地政府によって指名された判事であった。当時、植民地政府はイギリス本国から内閣使節団を迎え、国民会議派やムスリム連盟と厳しい独立交渉の真っ最中であった。そのような状況の下で、イギリス側がガンディー主義者として知られる人物を指名するとは考えられない。パルは植民地政府の目には、少なくとも反英的ではな

い無難な人物と見えていたからこそ、判事に指名されたとみるべきであろう。

このことと関連して興味深いのは、中島氏は触れていないが、ネルーが「パル判事はインド政府の代表としてではなく、著名な判事として個人の資格においてかの委員会 (極東委員会と極東国際軍事裁判所を取り違えたものと思われる) で活動していた」と明言していることである [Nehru 1989, 234; 内藤 2002, 128]。また、インド政府が「意見書」の内容を知ったのは、1948年7月中旬のことであるが、このとき、外務次官、国防次官等の政府高官が協議し、「パル判事はインド政府の代表として裁判に加わっているのではない。彼はインド政府からいかなる指示も受けていないし、インド政府の助言を求めたことも全くない」との見解を記していることも注目される (Minute by K. P. Menon, 20 July 1948, File No.489-CJK, 1949, China, Japan and Korea Br., Ministry of E.A., GI [NAI])。インド政府がパルを、独立インドを代表する判事と見なしていなかったことは明らかであろう。

(D) 東京裁判のときパルは、他の判事とは一線を画する態度をとった。パルと親交を結ぶことのできたのは、オランダ代表判事のレーリンクただ1人であった。レーリンクは、原爆の被害から衝撃を受け、後年、国際法学者として平和研究に力を注ぐようになった人である [Röling and Cassese 1993, 8-9, 29]。よほど親しかったのであろう、晩年に応じたインタビューでこの判事は、カルカッタのパルの自宅に泊まったことがあると述べ、パルのことを次のように回想している。

「インドの判事は植民地的な関係について心底から憤慨していた。(中略) だから、アジアをヨーロッパから解放するための日本のこの戦争、そして『アジア人のためのアジア』というスローガンは、ほんとうに彼の心の琴線に触れるものであった。彼は、イギリスに対して日本とともに戦ったインド軍にかかわったことさえあった」 [Röling and Cassese 1993, 28]。

栗屋氏はこの発言に注目して、パルはチャンドラ・ボースとインド国民軍に近かったとしている [栗屋

1996, 249]。それに対して中島氏は、パルがチャンドラ・ボースの見解に「強い賛意を示したとは、考えがたい」とする(47ページ注3)。しかし中島氏は、何故かレーリンク発言に言及せず、しかも、「考えがたい」と判断する根拠を全く示していない。周知のように、チャンドラ・ボースは、ガンディーと厳しく対立して会議派から排除され、日独と協力して独立を実現しようとした政治家である。

(E) パルは、インド・パキスタンの分離独立(1947年8月)から最も深刻な影響を受けたインド人の一人であった。パルはベンガル州ノディア県の出であるが、分離独立のときこの県は東西に二分され、パルの出身地は東パキスタンに編入された。それによってパルの一族がどんな苦難を嘗めたか、想像するに難くない。そればかりではない。1946年8月、カルカッタでヒンドゥーとムスリムの大暴動が起こると、東京にいたパルは当局を通じて家族の安否の確認をした(File No.247-Police, 1946, Home Dept., GI [NAI], 索引で確認したのみ。ファイルの内容は未見)。パルの自宅(カルカッタ市ビードン街21番地)は、最も激しい衝突が起こり、数百の死体が路上に放置された地点から、徒歩5分のところにあった。東京裁判が分離独立の大混乱と重なる時期に行われたことは、「意見書」の内容と、判事としてのパルの仕事ぶりとを評価するときに、もっと重視されてよい事実のように思われる。

以上から浮かび上がってくるパルの政治的志向性とは、どのようなものであろうか。評者には、特定の政党やイデオロギーを一貫して支持するようなことはなかったものの、基本的に、会議派の右派あるいはさらに右寄りの勢力、ないしは、チャンドラ・ボース、あるいはその両方に、基本的に親近感を抱きつつ、状況に応じて柔軟に立場を調整しながら激動の1940年代を乗り切った、広い意味におけるナショナリストだったように見える。「意見書」のなかで、裁判とは関係のないネルーの社会主義志向を批判しないではいられなかったところに、パルの本音が覗いているのではなかろうか。そして、レーリンクの場合と同様、原爆の惨禍を知り、同時に東京裁判で国際的な経験をつんだことが、パルの転機になっ

たものと推測される。ベンガルでは、1943年の大飢饉で150~300万人が命を失い、1947年の分離独立で数百万人が家郷を追われて難民となった。パルの目には、焦土と化した日本と荒廃したベンガルが、二重写しになっていたのではあるまいか。

補足しておく、パルがヒンドゥー大協会にシンパシーをもった可能性は排除できない。1940年代は、ムスリムの擡頭とパキスタン決議(40年)に危機感を抱いたベンガルのヒンドゥー郷紳(ポッドロロク)層が、大量に大協会支持に流れた時期であった[Chatterji 1995]。大協会は、東ベンガルに大きな権益をもつ彼らを代弁して、強硬に分離独立に反対した。分離独立から直接的な影響を受ける立場にあったパルが、大協会に共感をもったとしても不思議はなかったであろう。また、チャンドラ・ボースは一般的には左派あるいは急進派とされるが、ファシズムに共鳴し、共産主義とファシズムの総合を構想するような側面をもつ政治家であったことを指摘しておくべきであろう。国内政治においては、大協会と連携することがあり、例えば、1939年のカルカッタ市議会選挙では、ボース・グループは大協会と選挙協定を結んでいる[Chakrabarty 1990, 36, 56-59]。それから、パルは「意見書」で、連合国も枢軸国も帝国主義勢力にすぎないとして、双方を批判したとされるが、このような視点は、左右を問わずインドの知識人に広く共有されるものにすぎない。ただし、もしパルが分離独立の悲劇をイギリス帝国主義の分割支配の帰結と捉えていたとしたら、そのことが帝国主義批判を一層痛烈なものにしたことは間違いのないところであろう。

中島氏は、パルが日本の中国侵略を厳しく批判したと言うだけでなく、一貫したガンディー主義者だったと主張する。それは、ガンディーのカリスマを流用して、パルと「意見書」に高い権威を賦与しようとするからであろう。しかし中島氏の主張は根拠薄弱であると言わざるをえない。戦後の日本では、田中氏が、パルはネルーの親友だったなどという神話を創作し、その結果、パルの「意見書」が、東京裁判に対するインド・ナショナリズム本流の見解を代表するかのとき印象が形成され、それが無批判

に受け継がれてきた。中島氏の新説は、そうしたバル神話の最新版と位置づけられよう。東京裁判の頃までのバルの実像は、評者の考えでは、揺れはあるものの概ねインド・ナショナリズムの右寄りの潮流に親近感をもち、植民地政府とも少なくとも表面上は良好な関係を保ちながら、優秀な法律家として活躍し、おそらくヒンドゥー大協会の支持を得てカルカッタ大学副学長にまで登り詰めた、植民地法曹エリートというところにあった。バルはそういう人物として植民地政府によって東京裁判の判事に指名され、したがって、インドの独立後、ネルーの新政府と緊張した関係をもたざるをえなかったと考えられる。バルをこのように脱神話化したとき、「意見書」はどのように見えるであろうか。

バルを熱烈なガンディー主義者に祭り上げるもうひとつの理由を、中島氏はもっているようである。中島氏はアジア太平洋戦争を『『大東亜』戦争』という独特の呼び方で呼ぶ研究者である。おそらく中島氏は、大東亜共栄圏あるいは大アジア主義の思想を、再構築しようとしているのであろう。そういう立場に立ったとき、バルを熱烈なガンディー主義者とする効用は、次の点にあるように思われる。

1952年に来日したとき、バルは大川周明と会見した。この会見について中島氏は、「二〇世紀アジアの精神史にとって、非常に重要な一場面であった」と最大限に高く評価している（223ページ）。一裁判官と大東亜共栄圏のイデオログとの出会いが、何故それほど重要かと言えば、中島氏にとっては、ガンディー主義と大東亜共栄圏の思想が、このとき初めて触れ合ったことになるからだと考えられる。中島氏が研究の対象として関心を示してきた人物は、ラシュ・ビハリ・ボース等、大アジア主義の圏内に入る人たちである。中島氏の「二〇世紀アジアの精神史」とは、再定義された大アジア主義の歴史であり、その構成要素としてぜひともガンディー主義がほしいということなのであろう。

中島氏はバルと大川周明の出会いを最大限に持ち上げて描写する。その一方で、バルの日中戦争批判をガンディーまで持ち出して賞賛する。また、大川を高く評価しながら、他方で、小林氏と田中氏の

東亜戦争肯定論を批判する。これは普通に考えれば矛盾である。中島氏がそれを矛盾と考えないのは、大川が中国の抗日運動に一定の正当性を認めていたとする、松本健一氏の大川再評価を踏襲しているからであろう。そもそも「アジア精神史」という用語自体、松本氏のものである。本書の第2の主題は、松本氏のアジア主義研究に通じる性格のものようである。ところが中島氏は、バルが熱烈なガンディー主義者だったと強引に断定してしまったために、かえって、「アジア精神史」あるいはアジア主義再評価の試みの一部にみられる、危うい側面を際立たせる結果を招いてしまったように見受けられる。

本書のメリットのひとつは、東京裁判後に実現したバルの3度の来日に関するデータを整理していることである。バルは絶対平和主義と非暴力主義の立場から、平和憲法を守り、アメリカに対して自主的な態度を貫くことなどを説いた、と中島氏はいう。しかし同時に、A級戦犯、A級戦犯容疑者等とたびたび会い、「岸（信介）を総理大臣にして、日本国の再建の指導に当たらせるとよい」というような発言までしたという（273ページ）。日本におけるバルの言動は、矛盾に満ちたものであった。それは何によるのであろうか。掘り下げた分析をしてもらいたかったと思う。特に岸信介は、節目で重要な舞台回し役を演じた。3度の訪日でバルは、岸とどのような関係をもつようになったのであろうか。

本書は、南アジア地域研究の専門家の筆になるものでありながら、事実関係の記述に誤りがみられ、何よりも、バル評価の基本的な点に関して、根本的な疑問を呈さざるをえないのは残念である。また、バルを絶対平和主義者、ガンディー主義者と固定的に規定して、神話化してしまったために、かえって東京裁判に関する論争を混乱させてしまったように見受けられる。東京裁判はいまだに激しい論争的になっている重要な歴史問題である。中島氏が十分準備を整えたいうで、再論する日のくることを期待したい。

最後に一言。インドに「コルカーター」という都市は存在しない（22ページ）。ベンガル語で「コルカタ」、ヒンディー語で「カルカッター」、英語なら

「カルカッタ」である。

文献リスト

<日本語文献>

- 朝日新聞取材班 2006. 『戦争責任と追悼 歴史と向きあ
う1』朝日選書 朝日新聞社.
- 栗屋憲太郎 1996. 「解説」B・V・A・レーリンク, A・
カッセゼ『レーリンク判事の東京裁判——歴史的
証言と展望——』(小菅信子訳) 新曜社.
- 2006. 『東京裁判への道 上下』講談社選書メチ
エ 講談社.
- 家永三郎 1998. 「十五年戦争とパール判決書」『評論1
十五年戦争』(家永三郎集第12巻) 岩波書店.
- 太平洋戦争研究会 2006. 『東京裁判「パール判決書」の真
実——なぜ日本無罪を主張したのか——』PHP研究
所.
- 田中正明 2001. 『パール判事の日本無罪論』小学館文庫
小学館.
- 東京裁判研究会 1966. 『共同研究 パール判決書——太平
洋戦争の考え方——』東京裁判刊行会.
- 内藤雅雄 2002. 「M・K・ガンディーと日本人——日
中戦争をめぐって——」『アジア・アフリカ言語文
化研究』No.63.
- 日暮吉延 2002. 『東京裁判の国際関係——国際政治にお
ける権力と規範——』木鐸社.
- レーリンク, B・V・A/A・カッセゼ 1996. 『レーリ
ンク判事の東京裁判——歴史的証言と展望——』(小
菅信子訳) 新曜社.

<英語文献>

- Chakrabarty, Bidyut 1990. *Subhas Chandra Bose and
Middle Class Radicalism : A Study in Indian National-
ism 1928–1940*. Delhi : Oxford University Press.
- Chatterji, Joya 1995. *Bengal Divided : Hindu Communal-
ism and Partition, 1932–1947*. Cambridge : Cam-
bridge University Press.
- Madhok, Bal Raj 2001. *Portrait of a Martyr : A Biography
of Dr. Shyama Prasad Mookerji*. Centenary Edition.
New Delhi : Rupa.
- Nandy, Ashis 1995. “The Other Within : The Strange
Case of Radhabinod Pal’s Judgment on Culpability.”
In *The Savage Freud and Other Essays on Possible and
Retrievable Selves*. Ashis Nandy. Princeton, NJ :
Princeton University Press.
- Nehru, Jawaharlal 1989. *Selected Works of Jawaharlal Ne-
hru, Second Series*. Vol. 8. New Delhi : Oxford Uni-
versity Press.
- Pal, R. B. 1953. *International Military Tribunal for the Far
East : Dissident Judgment of Justice R.B. Pal*. Cal-
cutta : Sanyal & Co.
- Röling, B.V.A. and Antonio Cassese 1993. *The Tokyo
Trial and Beyond : Reflections of a Peacemonger*. Cam-
bridge : Polity Press.
- University of Calcutta 1957. *Hundred Years of the Univer-
sity of Calcutta : A History of the University Issued in
Commemoration of the Centenary Celebrations*. Cal-
cutta : University of Calcutta.

(東京大学東洋文化研究所教授)